

高岡市電子入札運用基準

1. 紙入札承諾の基準

1-1 当初から紙入札での参加を認める基準

発注者は、入札（見積を含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、紙入札方式参加承諾願（様式1）が提出されたときは、やむを得ない事由と認められる場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）を承諾するものとする。

（やむを得ない事由の例示）

- ① 入札参加者の商号若しくは名称、所在地又は代表者の変更があった場合であって、市に入札参加資格審査申請書変更届（以下「変更届」という。）を提出し、かつ、電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）の発行の申請を予定し、又は申請中のとき（パソコンの故障、ＩＣカードの期限切れ、閉塞、破損等、入札参加者の責による場合は、紙入札を認めない。）

1-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）による手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

- ① 電子入札の手続き開始後、入札書受付締切予定日時までの間において、入札参加者の商号若しくは名称、所在地又は代表者の変更があった場合であって、市に変更届を提出し、かつ、ＩＣカードの発行の申請を予定し、又は申請中のとき（パソコンの故障、ＩＣカードの期限切れ、閉塞、破損等、入札参加者の責による場合は、紙入札を認めない。）
- ② 全体の入札手続きに影響がないと認められる場合

1-3 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者に対し、以後の電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うものとする。

1-4 紙入札から電子入札への変更

一旦紙入札による入札手続きを開始した入札参加者については、以後の入札手続きが終了するまでの間、電子入札への変更は認めないものとする。

2. 案件登録

2-1 各受付期間等の設定

開札予定日時は、入札書提出期限の翌開庁日を標準とするものとする。

内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案し、設定する。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

2-2 公告日又は指名通知日以降の案件の中止及び手順

同日以降において、案件登録情報(日時情報を除く。)について錯誤が認められた場合には、以下の手順によりすみやかに案件を中止し、再登録を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して入札参加者が参加申請書等を提出するのを防ぐため、参加申請書受付締切日時の変更を行う。(一般競争入札に限る。)
(修正例：受付開始日時 13：00 同締切日時 13：01)
- ② 新規の案件として改めて登録する。
- ③ 既に参加申請書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して参加申請書等を送信するように依頼する。

2-3 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件の入札参加者に対し、紙入札に移行した旨を確実に連絡の取れる方法で連絡するものとする。

3. 関係資料

3-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

参加申請書等に添付する関係書類及び資料(以下「関係書類」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

ファイル圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2003 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2003 形式以下での保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル(Acrobat6 以下で作成のもの) 画像ファイル(JPEG 形式及び GIF 形式) その他公告等により特別に認めたファイル形式

3-2 郵送による提出方法

関係書類の容量が 1 MB を超える場合には、原則として郵送による提出を求めるものとする。

る。また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して郵送での提出を求めることができるものとする。郵送での提出は、関係書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、郵送による場合は、電子入札システムにより、次の内容を記載したファイルを、添付資料として送信することを求めるものとする。

- 1 郵送する旨の表示
- 2 入札参加者名、業者番号、担当者名及び連絡先電話番号
- 3 郵送する書類の目録
- 4 郵送する書類のページ数
- 5 発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ。）は、入札参加申請書及び資料等の提出期限の日時と同一とする。また郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、封筒の表に①入札者の商号又は名称、入札日及び入札案件名、②「関係書類在中」（朱書き）を記載させるものとする。

3-3 ウィルス感染ファイルの取扱い

発注者は、入札参加者から提出された関係書類のウイルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとする。

この場合に、関係書類がウィルスに感染していることが判明した場合、直ちに作業を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

4. 工事費内訳書

4-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は3-1に準ずるものとする。

4-2 郵送による提出方法

工事費内訳書の郵送による提出方法は3-2に準ずるものとする。

また、郵送の締切は、入札書提出期限の日時と同一とする。

4-3 ウィルス感染ファイルの取扱い

ウィルス感染ファイルの取扱いについては3-3に準ずるものとする。

5. 開札

5-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時以降、すみやかに電子入札システムの開札処理で行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

5-2 再入札の受付期間の設定基準

再入札は1回とし、原則として初回開札日の翌開庁日に執行することとする。

なお、再入札に参加できる者は、初回の入札に参加したものとする。ただし、初回の入札が無効となったものを除くものとする。

再入札の方法は初回の入札に準じて行うものとする。

5-3 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札者決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

5-4 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムにより一度提出した入札書等又は辞退届の撤回、訂正等は認めないものとする。

5-5 くじになった場合の取扱い

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あった場合、電子入札システムにより当該同価格の入札についてくじを行って落札者を決定するものとする。

5-6 天災等により入札書提出期限又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

天災等により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

復旧を待っていたのでは入札及び開札に間に合わないと判断され、かつ、次の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書提出期限及び開札予定時間の延長を行うことができるものとする（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、1-2参照。）。

- ① 天災
- ② 広域・地域的停電
- ③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④ その他、時間延長が妥当であると認められた場合。（ただし、I Cカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度「日時変更通知書」が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

5-7 発注者側の障害により入札書提出期限又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側に障害が発生した場合は、障害復旧の見込みがある場合には、入札書提出期限及び開札予定時間の延長を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度「日時変更通知書」が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

5-8 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札書提出期限になっても入札書が電子入札システムサーバに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を棄権したものと見なすものとする。

5-9 落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）についての意志確認連絡方法

不落随契に移行する場合の取扱いについて入札公告への記載によりあらかじめ入札参加者に下記内容を周知するものとし、また、不落随契移行時に電子入札システムより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。

- ①見積書提出意志のある者は見積書の提出を行うこと。
- ②見積書提出意志のない者は辞退届を必ず送信すること。
- ③何ら意思表示のない者は見積書提出の意志のない者と見なすこと。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

6. 入札情報の公表

電子入札案件に係る入札公告、入札結果の公表、その他入札手続に必要な事項の公表は原則として入札情報公開システム（PPI）により行うものとする。

7. 入札参加者のＩＣカードの取扱い

7-1 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準

電子入札を利用することができるＩＣカードは、市の入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「代表者」という。）及び市外業者で代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた場合は当該委任先の代表者（以下「受任者」という。）の名義のＩＣカードに限る。

７－２ 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

電子入札を利用することのできるＩＣカードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の代表会社の代表者又は受任者名義のＩＣカードとする。

また、当該特定ＪＶの入札書提出時において、特定ＪＶの構成会社の代表者又は受任者から代表会社の代表者又は受任者に対する入札・見積に関する権限についての委任状の提出を求めるものとする。

７－３ ＩＣカード不正使用等の取扱い

入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

（不正に使用等した場合の例示）

- ① 他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対し、複数のＩＣカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、又は提出しようとした場合

様式 1

平成 年 月 日

紙入札方式参加承諾願

高岡市長 あて

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

業 者 番 号

下記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

1. 案件番号
2. 案 件 名
3. 電子入札システムで参加できない理由

上記について承諾します。

平成 年 月 日

様

管財契約課長 印